



～ 商工会は行きます 聞きます 提案します ～

「会員満足向上運動」展開中

# まつえ北商工会かわら版

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

Vol.60

令和元年8月

発行:まつえ北商工会  
松江市鹿島町古浦607-3  
☎ 0852-82-2266

## 消費税の軽減税率制度について

いよいよ10月1日から、消費税率の引き上げに伴い、「軽減税率制度」が導入されます。  
飲食料品販売事業者のみならず、すべての事業者において「区分経理」が必要となりますので事前に確認しておきましょう。

ポイント

- ・ 令和元年10月1日からスタート、複数税率が初めて発生する
- ・ 消費税は原則10%になるが、飲食料品など一部は8%に
- ・ 経理方式の変更や、適用税率の把握等、事務負担が増加

## 請求書等の記載事項

会議費や交際費として飲食料品等を購入する場合は、飲食料品の販売がない事業者の方についても、仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率の確認が必要です。

《区分記載請求書等の記載例》

| 請求書                |         |
|--------------------|---------|
| (株)〇〇御中            |         |
| ××年11月2日           |         |
| 紙コップ               | 550円    |
| お茶 ※①              | 1,080円  |
| .....              |         |
| 合計                 | 43,600円 |
| (10%対象 22,000円)    | ②       |
| (8%対象 21,600円)     |         |
| ※は軽減税率対象品目 ① (株)△△ |         |

《請求書等への記載事項》

| 期 間                          | 請求書等への記載事項   |
|------------------------------|--|
| 2019年9月30日まで<br>【現 行】        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書発行事業者の氏名又は名称</li> <li>・ 取引年月日</li> <li>・ 取引の内容</li> <li>・ 対価の額</li> <li>・ 請求書受領者の氏名又は名称</li> </ul> |
| 2019年10月1日から<br>2023年9月30日まで | 上記に加え<br>①軽減税率の対象品目である旨<br>②税率ごとに合計した税込対価の額  |

※請求書等にはレシート、領収書等も含まれます。

仕入先から交付された請求書等に①、②の記載がないときは、「①軽減税率の対象品目である旨」と「②税率ごとに合計した税込対価の額」に限って、追記することができます。

## 帳簿の区分経理・記載事項

現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

これまで

| 帳簿（会議費） (株)〇〇 |   |              |        |
|---------------|---|--------------|--------|
| 月             | 日 | 摘 要          | 金 額    |
| 11            | 2 | (株)△△(お茶代ほか) | 43,200 |

軽減税率制度実施後

| 帳簿（会議費） (株)〇〇 ① |   |            |     |        |
|-----------------|---|------------|-----|--------|
| 月               | 日 | 摘 要        | 税区分 | 金 額    |
| 11              | 2 | (株)△△(雑貨)  | 10% | 22,000 |
| 11              | 2 | (株)△△(お茶代) | 8%  | 21,600 |

《帳簿への記載事項》

| 期 間                          | 帳簿への記載事項   |
|------------------------------|--|
| 2019年9月30日まで<br>【現 行】        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称</li> <li>・ 取引年月日</li> <li>・ 取引の内容</li> <li>・ 対価の額</li> </ul> |
| 2019年10月1日から<br>2023年9月30日まで | 上記に加え<br>①軽減税率の対象品目である旨  |

飲食料品（軽減税率8%）とそれ以外（標準税率10%）とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります！

出典:軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です！（平成31年4月）広島国税局

# 事業の未来のために！「計画経営」のススメ

企業が持続・発展していくためには、「計画経営」を実践していくことが重要です。具体的には、自社(店)の経営資源、強み、外部環境をきちんと認識したうえで、“経営の見える化”と“事業の磨き上げ”を行い、“収益の維持・拡大”を図っていくことです。

※計画経営とは、「需要を見据えたビジネスプランに基づいて経営すること」です。

※ビジネスプランとは、「中期経営計画（事業承継計画を含む）」を指します。

法人・個人の別、事業規模の大小に関わらず、事業を持続させていくために必要不可欠なモノです。

商工会では、経営発達支援計画（経営発達支援事業）に基づき、会員企業の計画経営を重点的にサポートいたします。

ご自身、後継者、ご家族、従業員、取引先、地域のために、是非とも「計画経営」に取り組んでみませんか！

## ビジネスプラン策定の効果(メリット)

- ・ 経営の見える化
- ・ 事業の磨き上げ
- ・ 公的支援施策活用の有効（補助金・専門家派遣）
- ・ 円滑な資金調達（融資）
- ・ 円滑な事業承継
- ・ 労使での情報共有（組織強化） etc



## 計画経営の効果(メリット)

- ・ 成り行き経営からの脱却（ブレない経営）
- ・ 経営力のアップ
- ・ 信用力のアップ
- ・ 事業の持続的発展（収益の維持・拡大） etc

## 商工会による伴走支援

### 計画経営に向けた取組フロー

#### ① 経営状況の把握

- ・ 経営環境分析（SWOT分析）
- ・ 財務分析
- ・ 事業分析



#### ② 経営課題の抽出

- ・ 改善策の検討



#### ③ ビジネスプランの策定

- ・ 事業計画（アクションプラン）
- ・ 収支計画



#### ④ 計画経営の実施

- ・ 進捗確認と振り返り
- ・ 結果検証と計画の見直し



#### ⑤ PDCAマネジメントの実践

（計画～実行～検証～改善）

## 参加者募集

### 売れる商品開発セミナー

全3回（10～11月）

### 農水産加工品等の展示・商談会

ビジネスフェア中四国2020（来年2月@広島市）



## 部会研修会と会員旅行のご案内

### 観光振興部会・商業サービス 部会合同視察研修

開催日 10月上旬(予定)

行き先 大江ノ郷自然牧場 他

### 工業建設部会視察研修

開催日 11月6日(水)

行き先 航空自衛隊美保基地

### 会員親睦旅行

開催日 11月中旬(予定)

行き先 未定

後日、正式にご案内  
いたします。  
お楽しみに～♪



## 帳簿の提出はお早めに！

### 帳簿づけ 進んでいますか？

今年も残すところあと4ヶ月となりました。そろそろ決算も意識して日々の帳簿づけを進めておきたいところです。

今年の10月からは、消費税率引き上げ・軽減税率制度の導入の影響で、記帳の手間も増えてきます。後で慌てないためにも定期的な領収書の整理や帳簿づけを習慣にしましょう。

記帳機械化の事業所の方は、  
少なくとも2～3か月に  
1度の帳簿の提出を  
お願いします。



## 女性活躍環境整備補助金のご案内

### 対象事業

ソフト：女性従業員向けスキルアップセミナーの開催、資格取得等

ハード：女性従業員用休憩室・トイレの整備、身体的負担軽減用機械設備の導入等

補助金額 上限133万円(補助率2/3)

### 取組の効果(メリット)

- ・女性従業員の就業環境の改善(企業イメージアップ)
- ・女性従業員の労働意欲アップ
- ・女性人材の確保(人手不足対策)
- ・県の入札参加資格審査加点措置



専門家の無料派遣

### 申請フロー

- ①女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定
- ②上記「行動計画」の届出(→労働局)
- ③「しまね女性の活躍応援企業」の申請・登録(→県)
- ④「しまね女性の活躍環境整備補助金」の申請(→県)

## 働き方改革への対応

本年度から「働き方改革法」が順次施行されます。

1. 年次有給休暇の取得義務化(2019年4月～)  
毎年5日、確実に取得させなければなりません。
2. 時間外労働の上限規制導入(2020年4月～)  
時間外労働の上限は、月45時間、年360時間が原則となります。
3. 同一労働・同一賃金の導入(2021年4月～)  
正規従業員と非正規従業員の不合理な待遇差が禁止されます。

### 働き方改革の効果(メリット)

- ・労働意欲と労働生産性のアップ
- ・働きやすい魅力ある職場づくりによる人材確保(企業イメージアップ・人手不足対策) etc

### 働き方改革に向けた取組

- ・法律(労働基準法等)の確認
- ・就業規則の変更
- ・36協定や賃金制度の見直し
- ・労務管理全般の見直し etc

社労士の  
無料派遣

相談窓口 島根働き方改革推進支援センター  
(松江市母衣町 島根県商工会館7F)  
☎0120-514-925 Fax0852-67-3821

# お知らせ

令和元年度島根県中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業



奨励金  
**20万円**  
または10万・40万円

事業主の  
皆様へ

## 出産後の職場復帰奨励金を ご活用ください

### 対象事業者

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)

### 支給要件

- ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)  
(例)サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。
- ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
- ・従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

### 事業者への 支給額

出産後復帰した従業員の休業期間が  
①育児休業17か月以上 40万円/人 ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人  
③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人

### 申請期間

従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。

安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、  
不安がある

自分で積み増しするには、  
どんなものがあるの？

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

## 制度の特長

### 1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

 **中小機構**

TEL:050-5541-7171  
(共済相談室)

小規模企業共済

検索

[www.smrj.go.jp/skyosai](http://www.smrj.go.jp/skyosai)

